

鳥取市バリアフリー基本構想に基づく

交通安全特定事業計画

令和8年2月

鳥取県公安委員会

交通安全特定事業計画について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、鳥取市は、令和7年3月に「鳥取市バリアフリー基本構想」を策定しました。

鳥取県公安委員会は、バリアフリー法第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、鳥取市バリアフリー基本構想に即して、「鳥取駅・城跡周辺地区」及び「鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区」を重点整備地区として、交通安全特定事業計画を下記のとおり定めます。

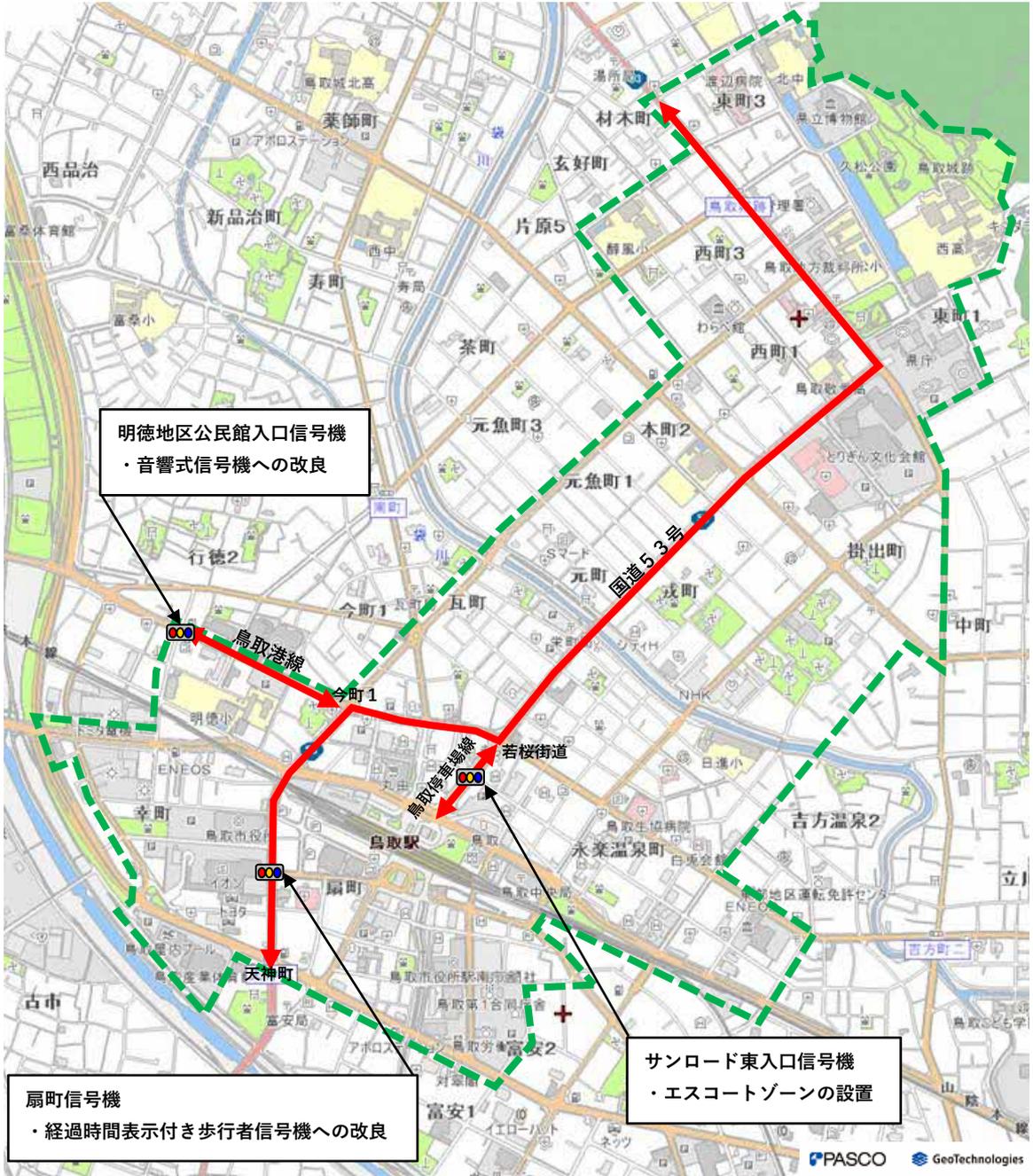
記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - (1) 鳥取駅・城跡周辺地区（別添地図1参照）
 - ア 国道53号
（材木町交差点から天神町交差点までの区間）
 - イ 県道鳥取港線
（今町1丁目交差点から明德地区公民館入口交差点までの区間）
 - ウ 県道鳥取停車場線
（若桜街道交差点から鳥取駅までの区間）
 - (2) 鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区（別添地図2参照）
 - ア 県道鳥取空港布勢線
（尾崎病院先から鳥大附属小学校前交差点までの区間）
 - イ 県道伏野覚寺線
（湖山西バス停先からウェルネス湖山店先までの区間）
 - ウ 市道大学線
（鳥取大学前交差点から鳥取大学正門前交差点までの区間）
- 2 前記の道路の区間ごとに実施すべき主な交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) 国道53号
 - ア 実施事業内容
経過時間表示付き歩行者信号機への改良（扇町信号機）
 - イ 実施予定期間
令和8年度から令和16年度まで
 - (2) 県道鳥取港線
 - ア 実施事業内容
音響式信号機への改良（明德地区公民館入口信号機）
 - イ 実施予定期間
令和8年度から令和16年度まで
 - (3) 県道鳥取停車場線
 - ア 実施事業内容

- エスコートゾーンの設置（サンロード東入口交差点）
- イ 実施予定期間
令和8年度から令和16年度まで
- (4) 県道鳥取空港布勢線
 - ア 実施事業内容
音響式信号機への改良（湖山小学校前・鳥大附属小学校前信号機）
 - イ 実施予定期間
令和8年度から令和16年度まで
- (5) 県道伏野覚寺線
 - ア 実施事業内容
 - (ア) 音響式信号機への改良（鳥取大学前・湖東中学校入口・湖山橋東詰・湖山駅入口信号機）
 - (イ) エスコートゾーンの設置（鳥取大学前交差点）
 - イ 実施予定期間
令和8年度から令和16年度まで
- (6) 市道大学線
 - ア 実施事業内容
 - (ア) 経過時間表示付き歩行者信号機への改良（鳥取大学正門前信号機）
 - (イ) エスコートゾーンの設置（鳥取大学正門前交差点）
 - イ 実施予定期間
令和8年度から令和16年度まで
- (7) 重点整備地区内の全路線
 - ア 実施事業内容
 - (ア) 道路標識等の高度化
 - (イ) 横断歩道等の道路標識、標示の適切な維持管理
 - (ウ) 自転車利用者へのルール、マナーの広報、啓発の推進
 - (エ) 違法駐車対策の推進
 - イ 実施予定期間
令和8年度から令和16年度まで
- 3 その他交通安全特定事業計画の実施に対する取組
 - (1) 関係機関との連携の強化
上記事業の実施に当たっては、地元住民、高齢者・障がい者等関連団体等の要望等を尊重し、道路管理者等の関係機関と事業の進捗状況を確認しながら協議検討の上、推進します。
 - (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保
交通規制の実施に当たっては、交通流の整序化を図るため、周辺道路に与える影響や整合性を常に考慮し、交通規制の見直しを実施します。
 - (3) これまでの取組状況
過去の鳥取市交通バリアフリー基本構想に基づく交通安全特定事業計画により実施した主な事業は次のとおりです。

- ア 信号機のバリアフリー化
重点整備地区特定経路内に設置された信号機50基全てをバリアフリー化
- イ エスコートゾーンの設置
エスコートゾーンを40箇所設置
- ウ 道路標識等の高度化
視認性に配慮した道路標識等の高輝度化、自発光化

重点整備地区
(鳥取駅・城跡周辺地区)



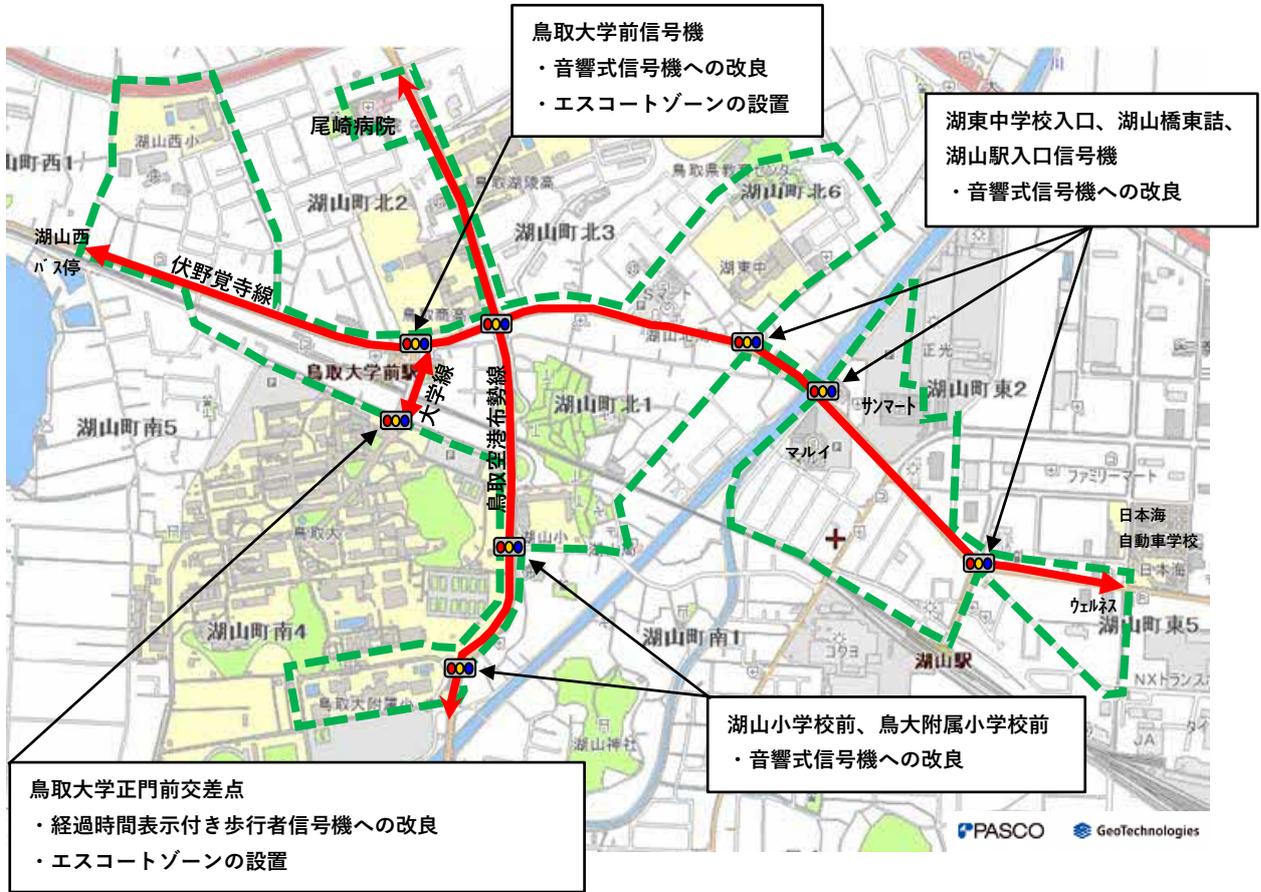
鳥取市バリアフリー基本構想重点整備地区



交通安全特定事業を実施する主な道路

重点整備地区

(鳥取大学前駅・湖山駅周辺地区)



鳥取市バリアフリー基本構想重点整備地区



交通安全特定事業を実施する主な道路